

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	障害児通所給付費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、障害児通所給付費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

高山市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所給付費の支給に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づき、身体障害手帳や療育手帳所持等の児童が、障害児通所サービスを利用し、安定した日常生活を送るための支援を行う。
③システムの名称	自立支援システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援システムファイル、宛名管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表の9の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の14、15、16、19、20の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第9条、第10条、第10条の2、12条 [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の20の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第12条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高山市 こども未来部 こども家庭センター
②所属長の役職名	高山市 こども未来部 こども家庭センター長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高山市こども未来部こども家庭センターこども相談係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話 0577-32-3333
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高山市こども未来部こども家庭センターこども相談係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話 0577-32-3333
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うなど「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するよう記入例を作成している。また、自立支援システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様になっていること、必要な項目を入力しなければ処理を完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月30日	I-5.②所属長	高山市 福祉部 子育て支援課長 森下 澄雄	高山市 福祉部 子育て支援課長 平野 善浩	事後	人事異動による
平成29年11月30日	I-7.請求先	高山市福祉部子育て支援課家庭児童相談グループ	高山市福祉部子育て支援課子ども家庭相談係 506-8555 高山市花園町2丁目18番地	事後	組織編成変更による
平成29年11月30日	I-8.連絡先	高山市福祉部子育て支援課家庭児童相談グループ	高山市福祉部子育て支援課子ども家庭相談係 506-8555 高山市花園町2丁目18番地	事後	組織編成変更による
平成29年11月30日	II-1.いつの時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成29年11月30日	II-2.いつの時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成31年1月8日	II-1.いつの時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年1月4日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成31年1月8日	II-2.いつの時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年1月4日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成31年1月8日	IVリスク対策			事後	H31.1.1様式改正によるもの。 (新規追加項目)
令和2年1月28日	I-4.②法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和2年1月28日	II-1.いつの時点の計数か	平成30年1月4日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和2年1月28日	II-2.いつの時点の計数か	平成30年1月4日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和3年3月1日	II-1.いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和3年3月1日	II-2.いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和4年2月14日	I-4.②法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和4年2月14日	II-1.いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和4年2月14日	II-2.いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和5年3月27日	II-1.いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和5年3月27日	II-2.いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和6年3月22日	I-4.②法令上の根拠	[情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	[情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和6年3月22日	II-1.いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和6年3月22日	II-2.いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和6年9月20日	I-3法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律	事後	番号法改正による
令和6年9月20日	I-4.②法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	番号法改正による
令和6年9月20日	I-5①部署	高山市 福祉部 子育て支援課	高山市 こども未来部 こども家庭センター	事後	組織編成の変更による
令和6年9月20日	I-5.②所属長の役職名	高山市 福祉部 子育て支援課長	高山市 こども未来部 こども家庭センター長	事後	組織編成の変更による
令和6年9月20日	I-7.請求先	高山市福祉部子育て支援課子ども家庭相談係 506-8555 高山市花園町2丁目18番地	高山市こども未来部こども家庭センターこども相談係	事後	組織編成の変更による
令和6年9月20日	I-8.連絡先	高山市福祉部子育て支援課子ども家庭相談係 506-8555 高山市花園町2丁目18番地	高山市こども未来部こども家庭センターこども相談係	事後	組織編成の変更による
令和6年9月20日	II-1.いつの時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事前	基幹システム標準化対応に伴う 見直し
令和6年9月20日	II-2.いつの時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事前	基幹システム標準化対応に伴う 見直し
令和7年2月6日	II-1.いつの時点の計数か	令和6年9月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事前	基幹システム標準化対応に伴う 見直し
令和7年2月6日	II-2.いつの時点の計数か	令和6年9月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事前	基幹システム標準化対応に伴う 見直し
令和7年2月6日	IV-8.人手を介在させる作業		(項目追加による記載)	事後	基礎項目評価書の様式変更 によるもの
令和7年2月6日	IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策		(項目追加による記載)	事後	基礎項目評価書の様式変更 によるもの